改正後	改正前
空乗第1197号　平成12年10月11日（制定） 国空安政第1968号　令和7年12月1日（最終改正） 航空従事者養成施設指定申請・審査要領 国土交通省航空局安全政策課 第１部　（略） 第２部 指定の基準 １．総論 航空従事者養成施設の指定の基準は、航空法施行規則第５０条の４に規定されているが、 その具体的な基準は以下のとおりとする。 (1)～(4)　（略） (5) 実技教官の要件（第４号） ①　「必要な数」（各号列記以外の部分） 1)　実技教官１名が担当する訓練生は６名以下である こと。なお、整備士に係る課程にあっては教育の内容に応じて、安全かつ適切な教育の実施に必要な人数の教官を配置すること（実技教官１名が担当する訓練生は、原則として２５名以下とする。ただし、実技教育のうち特に訓練生の安全性の確保や十分な教育効果を得るために必要なもの（例えば、点検作業、部品交換作業及び動力装置の操作等の実機を用いて行う教育）については、実技教官１名が担当する訓練生をより少数とすること。）とする。 2)・3)　（略） ②～④　（略） (6)　（略）	空乗第1197号　平成12年10月11日（制定） 国空安政第1903号　令和7年11月27日（最終改正） 航空従事者養成施設指定申請・審査要領 国土交通省航空局安全政策課 第１部　（略） 第２部 指定の基準 １．総論 航空従事者養成施設の指定の基準は、航空法施行規則第５０条の４に規定されているが、 その具体的な基準は以下のとおりとする。 (1)～(4)　（略） (5) 実技教官の要件（第４号） ①　「必要な数」（各号列記以外の部分） 1)　実技教官１名が担当する訓練生は６名以下であること。ただし、整備士に係る課程にあっては１２名程度であること。 2)・3)　（略） ②～④　（略） (6)　（略） (7) 教育施設の要件（第６号）

改正後	改正前
(7) 教育施設の要件（第６号） ① 学科の教育を行うために必要な建物その他の施設（イ） 以下の基準に適合するものであること。 1) 施設が所有する教室等 i）～vi） （略） vii） 黒板又はそれと同様のもの（ディスプレイ、プロジェクター、ホワイトボード、タブレット端末等）を備えていること。 viii） （略） 2) （略） ②・③ （略） (8)～(11) （略） ２． （略） 第３部　教育規程の記載要領 １．総論 航空法施行規則第５０条の３第３項に規定する教育規程に記載すべき事項は、５のとおりとする。 ２．～４． （略） ５．記載事項 (1)～(7) （略） (8) 教育の内容及び方法 教育の内容及び方法については、第２部(8)の基準に適合するように、以下の内容を教育規程に記載すること。ただし、CBTAプログラムを実施する課程に係る教育時間は標準時間であり、コンピテンシーの習得状況に応じて柔軟に教育	① 学科の教育を行うために必要な建物その他の施設（イ） 以下の基準に適合するものであること。 1) 施設が所有する教室等 i）～vi） （略） vii） １．５㎡以上の面積を有する黒板又はそれと同様のものを備えていること。 viii） （略） 2) （略） ②・③ （略） (8)～(11) （略） ２． （略） 第３部　教育規程の記載要領 １．総論 航空法施行規則第５０条の３第３項に規定する教育規程に記載すべき事項は、４のとおりとする。 ２．～４． （略） ５．記載事項 (1)～(7) （略） (8) 教育の内容及び方法 教育の内容及び方法については、第２部(8)の基準に適合するように、以下の内容を教育規程に記載すること。ただし、CBTAプログラムを実施する課程に係る教育時間は標準時間であり、コンピテンシーの習得状況に応じて柔軟に教

改正後	改正前
時間を調整するものであることから、教育内容の妥当性を審査するにあたって、教育時間は審査の対象とはしないこととする。	育時間を調整するものであることから、教育内容の妥当性を審査するにあたって、教育時間は審査の対象とはしないこととする。
①～④　（略）	①～④　（略）
⑤　補習の基準	⑤　補習の基準
1）操縦士に係る課程について 欠席時間数と同等の時間数を補習するものとする。	欠席時間数と同等の時間数を補習するものとする。
2）整備士に係る課程について	
ア．実地試験の全部を免除する課程について 欠席時間数と同等の時間数を補習するものとする。ただし、各科目の標準教育時間を下回らない範囲において、訓練生の理解度に応じた方法により補習を実施する場合はこの限りでない。（実技教育については、実技教官１名が担当する訓練生数が通常の教育時よりも少ない状態で補習を行うなどにより、各訓練生が十分な技量を習得したことを効率的に確認できると認められる場合に限る。） 本ただし書を適用する場合には、補習の方法及び欠席時間数に応じた補習時間の定め方を教育規程に定めること。	
イ．実地試験の一部を免除する課程について 欠席時間数と同等の時間数を補習するものとする。	
⑥　教育の中止 次に該当する訓練生については、指定養成施設における教育を中止しなければならない旨明記されていること。	⑥　教育の中止 次に該当する訓練生については、指定養成施設における教育を中止しなければならない旨明記されていること。
1）　技能審査までに学科試験に合格しなかったとき。ただし、学科試験に合格していることを入所要件としている場合は、この限りでない。	1）　技能審査までに学科試験に合格しなかったとき。ただし、学科試験に合格していることを入所要件としている場合は、この限りでない。
2）　追加教育の時間が④に定める時間を超えたとき。	2）　追加教育の時間が④に定める時間を超えたとき。
3）　欠席時間数と同等な補習（５．（8）⑤ 2）に掲げられたただし書を適用する場合には、ただし書に規定する補習）が行えないとき。	3）　欠席時間数と同等な補習が行えないとき。
4）　技能審査を２回（５．（9）① 6）に掲げられたただし書を適用する場合	4）　技能審査を２回受審してこれに合格しなかったとき。

改正後	改正前
には、３回）受審してこれに合格しなかったとき。 5)　その他管理者が必要と認めたとき。 ⑦　（略） ⑧　教育の内容 学科及び実技教育の科目ごとに、教育内容、教育時間等が明記されていること。整備士に係る課程の実技教育にあって、実技教官１名が担当する訓練生数が２５名を超える場合は、教育科目ごとに教官１名が担当する訓練生数が明記されていること。 (9) 技能審査の方法 ①　次の事項について明記されていること。 1)～5)　（略） 6)　再審査を行う場合の方法及び基準 技能審査を不合格になった者については、必要に応じて再審査のための教育を実施し、原則として１回を限度として再審査を行うことができる。ただし、最初の技能審査に不合格となった日から６０日以内であって、かつ、不合格になる毎に再審査のための教育を実施した場合に限り、２回を限度として再審査を行うことができる。再審査において審査科目を省略する場合はその旨の記載を行うこと。 7)　（略） ②　（略） (10)～(14)　（略） ６．整備士に係る指定航空従事者養成施設について作成する教育規程にあっては、当該指定に係る複数の課程に共通する事項を一括して記載してもよい。ただし、一括して記載した事項が適用される課程を明確にし、これと課程ごとの固有事項の記載が一体となって各課程の規程を構成することを明示すること。	5)　その他管理者が必要と認めたとき。 ⑦　（略） ⑧　教育の内容 学科及び実技教育の科目ごとに、教育内容、教育時間等が明記されていること。 (9) 技能審査の方法 ①　次の事項について明記されていること。 1)～5)　（略） 6)　再審査を行う場合の方法及び基準 技能審査を不合格になった者については、必要に応じて再審査のための教育を実施し、１回を限度として再審査を行うことができる。その再審査において審査科目を省略する場合はその旨の記載を行うこと。 7)　（略） ②　（略） (10)～(14)　（略） ６．整備士に係る指定航空従事者養成施設について作成する教育規程にあっては、当該指定に係る課程のうち同じ型式の航空機に係るものについて統合して編纂する規程（各課程に共通する事項を一括して記載するとともに、課程ごとに固有の事項をそれぞれ記載して作成する規程）とすることができる。

改正後	改正前
第４部　指定及び限定変更承認の方法並びに技能審査員の認定 １．・２．　（略） ３．技能審査員の認定 航空法施行規則第５０条の４第５号に基づく技能審査員についての国土交通大臣の認定は、次のとおり行うものとする。 (1)～(7)　（略） (8)　航空法施行規則第５０条の８第２項の規程に基づき技能審査員の認定に付す有効期限は、認定を行った日から２年を超えない範囲で定める。ただし、現に受けている認定を更新しようとする場合であって現に受けている認定の有効期限が満了する日から遡って６月前の日から当該有効期限が満了する日までの間に更新に係る認定試験を受けこれに合格しているときは、現に受けている認定の有効期限が満了する日の翌日から２年を超えない範囲で定めるものとする。 整備士に係る課程の技能審査員であって、認定の有効期限が満了した日から起算して３０日以内に行う認定試験については、更新に係る認定試験により新たに認定を受けることができ、試験に合格しているときは、認定を行った日から２年を超えない範囲で有効期限を定めるものとする。 なお、２年未満の有効期限を希望する場合は、申請時に申し出ること。 (9)　（略） (10)　申請に係る指定養成施設の課程において現に認定を受けている技能審査員（限定技能審査員を除く。）について認定の更新をしようとする場合には、次のとおり認定試験の一部を免除することができる。 なお、整備士に係る課程の技能審査員であって、認定の有効期限が満了した日から起算して３０日以内に行う認定試験については、更新に係る認定試験と同様に試験の一部を免除することができる。 ①　操縦士に関する課程	第４部　指定及び限定変更承認の方法並びに技能審査員の認定 １．・２．　（略） ３．技能審査員の認定 航空法施行規則第５０条の４第５号に基づく技能審査員についての国土交通大臣の認定は、次のとおり行うものとする。 (1)～(7)　（略） (8)　航空法施行規則第５０条の８第２項の規程に基づき技能審査員の認定に付す有効期限は、認定を行った日から２年を超えない範囲で定める。ただし、現に受けている認定を更新しようとする場合であって現に受けている認定の有効期限が満了する日から遡って６月前の日から当該有効期限が満了する日までの間に更新に係る認定試験を受けこれに合格しているときは、現に受けている認定の有効期限が満了する日の翌日から２年を超えない範囲で定めるものとする。 (9)　（略） (10)　申請に係る指定養成施設の課程において現に認定を受けている技能審査員（限定技能審査員を除く。）について認定の更新をしようとする場合には、次のとおり認定試験の一部を免除することができる。 ①　操縦士に関する課程

改正後	改正前
1）　口述試験を免除する。ただし、必要に応じて実技試験の後に口述試験を行うことができる。 ② 整備士に関する課程 1）　以下の科目の口述試験を免除する。 ア．指定航空従事者養成施設に係る法規類に関する知識 イ．指定書・教育規程 2）下記の実技試験を免除する。 ア．基本技術（実技審査法のみ） (11)・(12)　（略） ４．～６．　（略） 第５部～第１８部　（略） 第１号様式～第１０号様式（略） 附則（令和７年１２月１日付け国空安政第１９６８号） この要領は、令和７年１２月１日から施行する。	1）　口述試験を免除する。ただし、必要に応じて実技試験の後に口述試験を行うことができる。 ② 整備士に関する課程 1）　以下の科目の口述試験を免除する。 ア．指定航空従事者養成施設に係る法規類に関する知識 イ．指定書・教育規程 2）下記の実技試験を免除する。 ア．基本技術（実技審査法のみ） (11)・(12)　（略） ４．～６．　（略） 第５部～第１８部　（略） 第１号様式～第１０号様式（略）